

手続名
在宅高齢者支援事業（紙オムツ支給事業）利用申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線 398）

手続説明

- ・概要
在宅で介護を受けている高齢者で紙オムツの使用が必要と認められる方に対し、毎月4,000円を上限とする額に相当する紙オムツを支給します。
- ・支給対象者
居宅において介護を受けている高齢者で、次のいずれにも該当する方
 - ①要介護3～5の状態であると認定されていること。
 - ②紙オムツの用が必要と認められること。
 - ③紙オムツの支給を受ける月の初日において、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該紙オムツの支給を受ける月の属する年度分（当該紙オムツの支給を受ける月が4月から6月までの場合は、前年度分）が市町村民税が非課税であること。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/maina
- 【訪問調査時本人確認書類の例】
- ・介護保険被保険者証
- 調査後、以下の申請書をご記入していただくことになります。
- ・在宅高齢者支援事業利用申請書

手続詳細URL

<http://www.city.fujimi.saitama.jp/25kenko/04koureisya/service/2010-0511-1931-136.html>

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし